

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20220216	福岡タクシー株式会社 (法人番号 7400001007781) 代表者 漆田 栄一	岩手県二戸市石切 所字杉ノ沢13番地1	本社営業所	岩手県二戸市石切所字 杉ノ沢13番地1	輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年6月16日及び7月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、8件の違反が認められた。 (1) 疾病・疲労等のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第2項)、(3) 点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(4) 点呼の記録義務違反【不実記載】(運輸規則第24条第5項)、(5) 乗務等の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第25条)、(6) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7) 高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	16	16

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。